

令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況について

岡山労働局は、このたび「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、労働条件や職場環境などをめぐる個々の労働者と事業主との間のトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

岡山労働局では、今回の施行状況を受け個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて、 引き続き取り組んでいきます。

【ポイント】

1. 令和5年度は前年度と比べ、「総合労働相談」、「個別労働紛争相談」、「あっせん」の件数が増加。「助言・指導」は減少。

総合労働相談件数 15,321件(前年度比7.2%増)

→ うち民事上の個別労働紛争相談件数 4,971件(同13.5%増)

• 助言•指導申出件数 98件(同10.1%減)

• あっせん申請件数 41件(同36.7%増)

2. 民事上の個別労働紛争の内容別相談件数は「いじめ・嫌がらせ」が13年連続トップで過去最多。「助言・指導」、「あっせん」の内容別申請件数は、いずれも「いじめ・嫌がらせ」が最多。

- ・民事上の個別労働紛争相談の内容は「いじめ・嫌がらせ」が13年連続で最多。 同内容の相談は1,771件(前年度比8.5%増)で過去最多件数となった。
- ・助言・指導の内容別申請件数は「いじめ・嫌がらせ」が26件で12年連続で最多。
- あっせんの内容別申請件数は「いじめ・嫌がらせ」が11件で6年連続で最多。

○ 県内の総合労働相談コーナーにおける相談件数は15,321件(P4)

相談件数は、この10年間で見ると、平成26年度以降おおよそ1万4千件から1万6千件の間で推移しているが、令和2年度は突出しており、過去最大の19,348件であった。

※組織変更によって、平成28年度から総合労働相談コーナーにおいても均等3法に係る相談を取り扱っているため、総合労働相談件数については、同年以降、統計対象が増えています。

○ <u>民事上の個別労働紛争に係る相談件数は4,971件(P4,5)</u>

民事上の個別労働紛争に係る相談は、相談件数全体の約3割を占めている。

また、民事上の個別労働紛争に係る相談は、労働者からの相談が8割を占め(4,187件)、正社員についての相談が1/3、非正規労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)についての相談が1/3となっている。

相談の内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが1,771件と平成23年度以降13年連続で最多となり、かつ、令和5年度は過去最多件数となった。

○ <u>助言・指導制度の受付件数98件(P6)</u>

助言・指導の受付件数は98件で、前年度と比べ11件、10.1%減少した。

紛争内容としては、「いじめ・嫌がらせ」が26件で最多。以下、「労働条件引下げ」(10件)、 「出向・配置転換」(9件)、「退職勧奨」(8件)等となっている。

令和5年度に処理が終了した助言・指導事案96件中95件(99.0%)については、申出から1か 月以内に処理を行っている。

○ あっせん受理件数は41件(P7)

あっせん受理件数は41件で、前年度と比べ11件、36.7%増加した。

紛争内容としては、「いじめ・嫌がらせ」が11件で最多、以下、「解雇」(7件)、「退職勧奨」(4件)、「雇止め」(4件)等となっている。

令和5年度にあっせんの手続を終了した事案45件中43件(95.6%)は、2か月以内に処理を終了している。

※ 「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる 紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、幅広い分野の労働問題を対象とする「総合 労働相談」、個別労働紛争の解決につき援助を求められた場合に行う都道府県労働局長による「助 言・指導」、あっせんの申請を受けた場合に労働局長が紛争調整委員会に委託して行う「あっせん」 の3つの方法があります。

近年、個別労働紛争の内容は複雑・多様化しているなかで、当該制度は、平成13年10月の法律施行以降、職場での紛争の簡易・迅速な解決手法として利用されています。

相談者

総合労働相談コーナー 岡山県内 7か所

令和5年度 総合労働相談件数 15,321件

うち、

●法制度の問い合わせ

(9,881件) **※** 1

> ●労働基準法等の違反の疑いがあるもの (3,511件)

民事上の個別労働紛争相談

(4,971件)

① いじめ・嫌がらせ …… 1,771件

内訳 ② 自己都合退職 ……… 867件

③ 労働条件引下げ …… 609件

関係機関 情報提供

- ●岡山県
 - ●裁判所
 - ●法テラス

等

取り次ぎ

連携

労働基準監督署 公共職業安定所 雇用環境・均等部(室)

> 関係法令に基づく 行政指導等

申出

労働局長による助言・指導

●申出件数(98件)

① いじめ・嫌がらせ …… 26件

内訳 **※** 1

② 労働条件の引下げ …… 10件

③ 出向・配置転換……… 9件

④ 退職勧奨……8件

内訳

申請

紛争調整委員会によるあっせん

申請

●申請件数(41件)

①いじめ・嫌がらせ …… 11件

②解雇 ………7件

③退職制奨4件

③雇止め ………4件

●処理件数(45件)

合意の成立(16件) 取下げ(1件) 打ち切り(不参加)(14件)

打ち切り(不参加以外)(14件)



●処理件数(96件)

助言・指導の実施(93件) 取下げ(2件)、その他(1件)

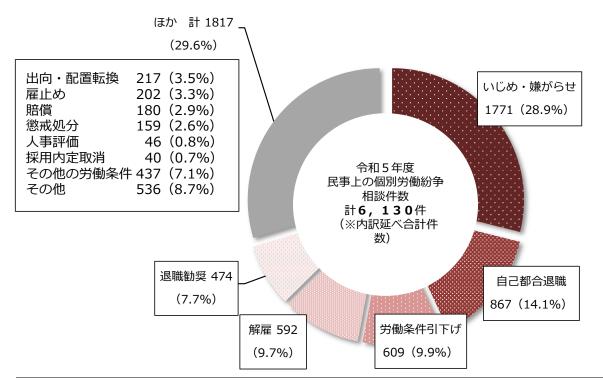
- **※** 1 1回で複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。
- **※** 2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、 当該年度以前に申出または申請があったものを含む。

1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移(10年間)

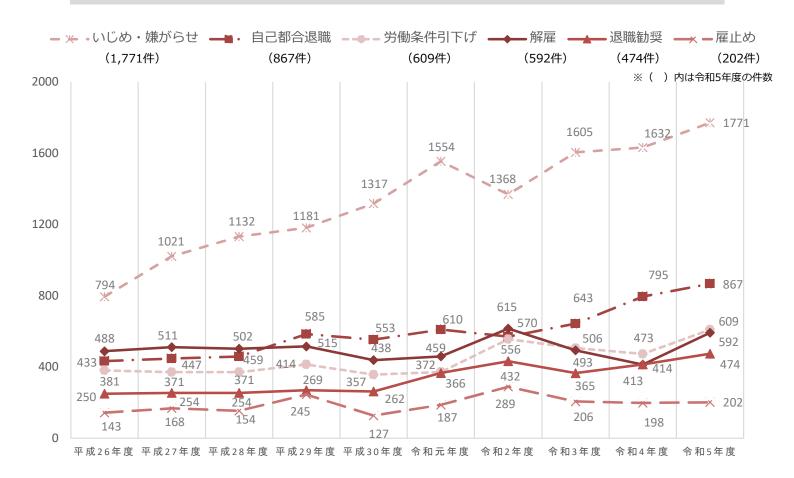


(2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

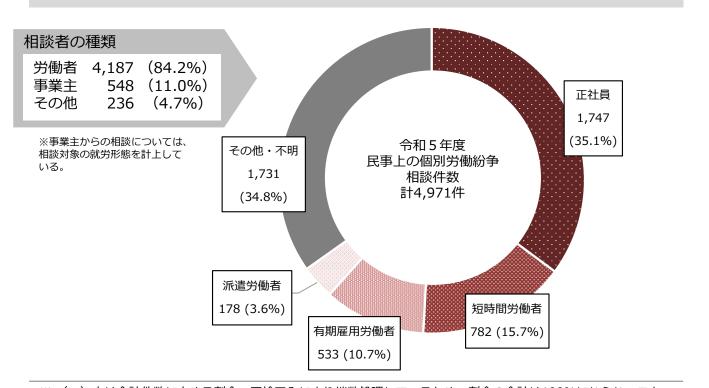


^{※ ()} 内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、 複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移(10年間)



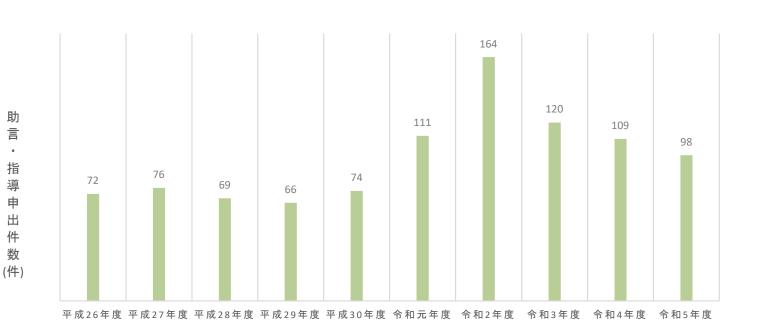
(4) 民事上の個別労働紛争 | 就業形態別の件数



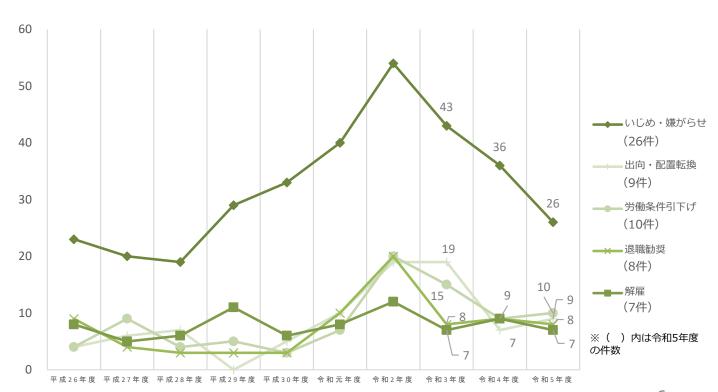
 $[\]times$ ()内は合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。 - 5

2 都道府県労働局長による助言・指導

(1) 申出件数の推移(10年間)

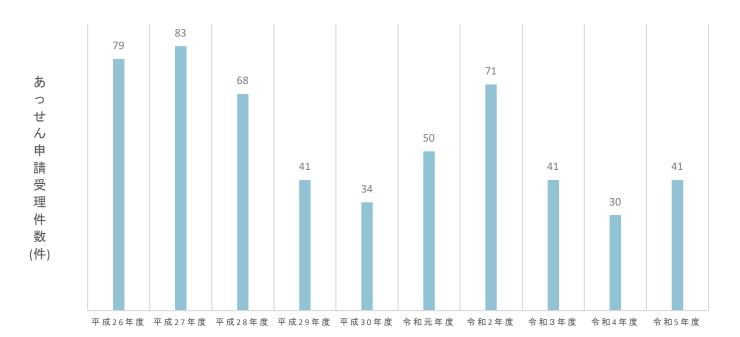


(2) 主な申出内容別の件数推移(10年間)

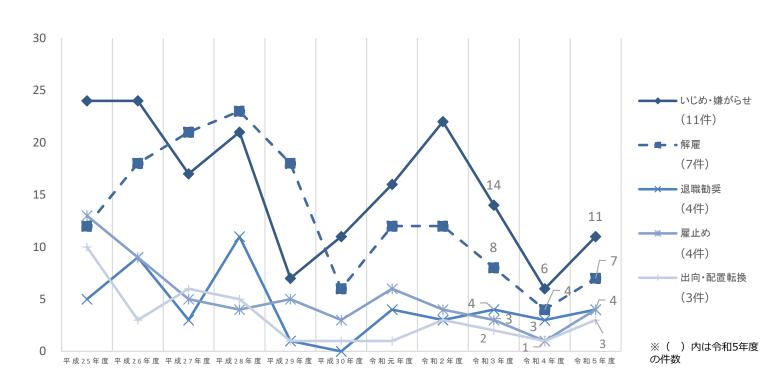


3 紛争調整委員会によるあっせん

(1)申請件数の推移(10年間)



(2) 主な申請内容別の件数推移(10年間)



令和5年度の助言・指導とあっせんの事例

助言・指導の例

事例	いじめ・嫌がらせに関する助言・指導
事案の概要	申出人は、同僚から危害を加える旨の暴言や、故意にフォークリフトを接触させようとする行為を受けていた。上司に職場環境の改善を求めたが、単なる悪ふざけであるとして対応してもらえなかった。 申出人は、事業主との話し合いを通じた職場環境の改善を求めたいとして、助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の 内容・結果	 事業主から事情を聴取し、労働契約法第5条に基づき、労働者の生命、身体等の安全に必要な配慮をすべき旨を説明し、話し合いによる解決を図るよう助言した。 助言に基づき、事業主は申出人との話し合いを行い、上司の対応が不適切であったことを認め、配置転換や従業員に対するハラスメント教育等を実施し、職場環境の改善に取り組んだ。

あっせんの例

事例	出向、解雇に関するあっせん
事案の概要	申請人は、所属する事業部門が業績不振により廃止されることとなったため、給料が半減となる関連会社への出向を命ぜられたが、給料が半減することを理由に出向命令を拒否したところ、これを理由に解雇された。 本件解雇は不当な出向命令に基づく解雇であり、精神的・経済的な損害を受けたとして、4か月分の賃金に相当する額の補償金の支払いを求め、あっせん申請を行ったもの。
あっせんの ポイント・結果	あっせん委員が双方の主張を聞いた上で、被申請人に対して、出向命令が労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせると判断される場合は、出向命令権の濫用として無効となり、これに基づく解雇も無効となることを説明し、双方の調整を図ったところ、当事者間の歩み寄りにより、被申請人が申請人に対し、解決金として賃金3か月分相当額を支払うことで合意した。